

町有地の不法占有に対し「損害請求を怠ることは違法」 大津地裁認定

去る3月24日住民5人が原告として訴えていた裁判(2006年1月に提訴)の判決が大津地裁で言い渡され、原告、被告(町)とも控訴せず確定(4月9日)、4月27日の臨時議会全協で町の担当課から経過報告がありました。このほど原告団長の西澤議員が次の談話を発表しました。

1 「甲良町無法放置土地裁判」では、同和対策事業の目的、関係法令の趣旨、とりわけ「完了届」が提出されていることから見ても、「地区住民に分譲する」という目的に沿って本件土地が20年をこえて処分されておらず、同和対策事業を推進する法律が全て失効してから早13年(現在)放置そのものが違法であり、そのうえ、不法に占有されている実態にもかかわらず何ら賃料等を請求しておらず山本町長は町に損害を与えてきた、と私達は主張してきました。

2 今回、示された判決は、私達が主張した損害額約4700万円(提訴時は約5331万円)に比べて、73万3932円と支払いまでの利息(合計で約117万円)と大変少額ではあるものの「一部勝訴」でした。

3 「勝訴」の内容

不法占有に対する損害賠償請求を怠る事実の違法性は、

5か所(放置土地51ヶ所の内から裁判長の提起を受け入れ絞った)の内、不法占有されている3ヶ所を全て「不法」と認め「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、」「地方公共団体の長には債権の回収が不可能か又は極めて困難である場合などを除き、地方公共団体が有する債権の行使または不行使についての裁量権を有しないとすべきである。」と断定。山本町長が退任するまでの平成17年11月9日までに「損害賠償請求権を行使しなかった」として「財産の管理を違法に怠る事実にあたる」と明快に断

罪。町側の「県との協議が整っていない」などの言い訳を一切退けました。

過失についても、

監査委員が不法占有を指摘しているにもかかわらず「損害賠償請求権を行使しなかった」もので「財産の管理を怠る事実にあたる」と認定。町の主張を退け、当然の判断を示したものと評価しています。

4 今回の判決で、もう一つ注目される判断は、同和対策事業の終期である平成14年3月31日から少なくとも5年経過しても、なおかつ、その目的で取得した土地の払下げ等が遅延したことは「裁量権を逸脱したもとのとして違法と言わざるをえず」と述べています。その上、「遅延した」という町の主張には「正当な事由に該当すると評価しうる事情は見出し難い」とまで断定。しかし、「処分をしなかった」違法性については、山本町長が、平成14年から5年、つまり平成19年を待たず17年で退任していることをもって、違法の範囲に適用しませんでした。

5 このように私達の主張が採用されなかった部分はありましたが、不法占有の土地についての損害賠償を請求しなかったことやその違法性について認定したことは、今回除外した土地で不法占有が客観的に認定できるものについては、今後、

政治的な追求に活用できると思われ
ます。

裁判を提起してから丸5年、「同和特別事業の公正な後始末」との課題にとって大変大きな意義があったと思います。

原告団長 西澤伸明

甲良町・無法放置 土地裁判とは

2006年1月に住民5人が、山崎義勝町長(2009年11月から北川豊昭町長に変更)を相手に、「本町長に5,331万3,057円の損害を求めよ」と起こした裁判。同和対策の宅地分譲事業で51ヶ所・約1万6千㎡の宅地が未処分のまま、長いものでは20年を超え放置。その内23ヶ所で代金が未納のまま住宅建設や車庫・庭石設置などを町当局が黙認。当局は西澤議員の指摘を受けるまで代金の請求も退去通知もおこなわず。住民側は前町長・山本日出男氏の「任務懈怠」が原因であると主張。宅地分譲の契約書がほとんど存在しないなど、通常では考えられない行政事務の逸脱がなぜ起きたのか?など、その原因と責任の解明を求め、「残地」の早期売却を求めています。合わせて、この事件の背景となった同和特別事業の終結が必要であることも強調。

2011年4月9日判決が確定し山本元町長は町に約117万円を納入。裁判は終了しました。

6月議会の予定

6月議会が下記の日程で開催される予定です。1日の議会運営委員会で正式に決定されます。

7日全員協議会

8日開会：提案など、一般質問

15日閉会

みなさんのご意見・ご要望お寄せください

日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。

甲良民報

2011年5月22日 473号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土463(西澤)
Tel.Fax38-4949

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明38-4949 丸山光雄38-3123
メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください